



学校事務セミナーの報告



平成22年3月5日に京都タワーホテルで開催されました。当日は213名の方の出席を頂き、盛大に開催されました。全体研修会では、名城大学大学院 大学学校づくり研究科長 木岡一明教授より「未来完了志向の学校事務と学校づくり」の講演会がありました。

まずは、未来完了志向とは、未来にゴールを定めてそこに向けて現在を引っ張り上げようという考え方であり、そういう考えに立って学校事務や学校づくりを考えていこう、何が今からできるか皆さんの中から気づかれればと始まりました。

では、印象に残ったお話をすこし紹介します。

「学校はなぜ変化しないか。学校は成功シンドロームに陥り、いったん成功したことはそれを守ろうとして変われない、また成功によって自分のやり方を変えようとしなくて同じこと繰り返す（前例踏襲等）ことがある。事務研に来る人と来ない人との温度差がある。自己変革は難しい。」

「そもそも学校事務は学校で行われている事務で、独自性や学校で行われる意味の深まりがないと一般行政と同じに扱われる。学校事務はムダを排除するだけでなく、子ども達の学力、資質にどう貢献できるか、多少時間がかかるし、お金がかかるけど子どもの学力が上がると言うことになればその実行に踏み切る。誰でも出来る仕事であればフルタイムで雇う仕事でない。」

「共同、協同、協働の違い。共同とは、共に複数の団体が同じこととしていても、別な場所ですべて共同、同じことをしているだけでは弱い。協同は、同じことをしているだけでなく役割を持っている。役割を持って何か同じことをしている。協働は辞書に載っていないが、力を合わせて働く、共通の目標、目的がある。それに対して、それぞれの持ち味を絡めながら成し遂げようとしている。それを目指している。共同実施は、共同ではなく協働を念頭に置いてするといい。」

「学校事務領域論から離陸する。教育から経営を切れないように教育機能論へ。間接的な教育活動でも教育である。学校全般に精通した見識、教育専門性に立脚した意志決定をする。教育専門領域を固め学校の経営と教育、そして教育行政の繋がりを強化する。教育委員会と学校の言っていることは違う。それを事務は両方分かるので橋渡しをする。学校に居るからこそ果たせる。限られた予算を戦略的に計画的に執行する、いかに現場で声を聞いて判断することが大事。」

私たち学校事務職員は、学校に勤めている強みを活かし、教育への繋がりを強め一般行政職には出来ないことする必要があると思いました。

そのためには今までと同じことするだけでなく、いい方向に変われるように事務研に来ることが大事ではないでしょうか。



平成22年度より近事研の役員の選出方法が変わります。



平成22年3月5日に、臨時代議員会が京都タワーホテルで開催されました。
議事は次の二つで、両方とも全会一致で議決され、平成22年度の新役員（平成22年9月1日から2年間の任期）の選出等から始まります。

★第1号議案 近畿公立小中学校事務職員研究会会則の一部改正

- 1 代議員会の議長の人数について改める（第8条関係）
 - 改正理由・・・代議員会の議事内容ならびに代議員定数を鑑み、柔軟に対応できるように改める。
- 2 役員の選出方法について改める（第9条、第14条、第19条関係）
 - 改正理由・・・近事研役員の選出方法については、近事研代表者会の申し合わせ事項（①近畿地区研究大会主管単位研究会より会長を選出する。②その他の役員は各単位研究会から選出する。）によるところであるが、近事研活動を継続・発展的に推進していくために、近畿地区全般から適任者を選出できるように改める。
 - 現 状・・・①会長を選出した単位研究会より、事務局長・会計・事務局次長（研究大会担当）を選出（会則第14条第3項第2号）しているため、単位研究会によっては役員選出対する負担感が大きい。
 - ②近畿地区研究大会を主管する単位研究会においては、研究大会実行委員会と近事研の運営等が重複するため役員の負担が大きい。
- 3 会則の文言整理を行う（第18条関係）

★第2号議案 「役員等候補者選考委員会」細則の制定

第1条（目的）

この細則は、近畿公立小中学校事務職員研究会会則（以下、会則という。）第14条第4項の規定に基づき、会則第14条第1項に規定する役員並びに第19条第1項に規定する監査（以下、役員等という。）の候補者の選考について定めることを目的とする。

第2条（選考委員会）

役員等候補者の選考に関する業務を行うために、役員等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を設ける。

第3条（構成）

選考委員会は、会則第17条に定める代表者をもって構成する。

以下省略・・・

